

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所
指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、介護職員初任者研修の修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所

(2) 所在地 山梨県山梨市小原西1164番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤職員1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 常勤職員1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上(管理者・サービス提供責任者を含む)

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 常勤職員1名以上、社会福祉協議会職員が兼務し、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 12月29日から翌年の1月3日までの年末年始を除く毎日。

ただし、年末年始も必要に応じて、指定訪問介護の提供を行う。

(2) 営業時間 午前8時から午後6時まで、ケアプランに応じサービスを提供。

ただし、窓口における受付・相談は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 営業時間外・緊急時には、事業所専用携帯電話により、連絡が可能な体制とする。

(通常の実業の実施地域)

第6条 通常の実業の実施地域は、山梨市とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

※厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 利用者の希望により、次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収できるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を超える場合のみ、超えた地点から片道1キロメートルごとに30円加算。※交通費は実費の範囲内で設定する。

3 前項の費用の支払を伴うサービスを提供する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び結果の周知徹底

（身体的拘束等の適正化の推進）

第10条 事業所は、以下の規定に則り不当な身体拘束をなくし、高齢者の尊厳を守るものとする。

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない
- (2) 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する

（その他の運営についての留意事項）

第11条 事業所は、訪問介護員等の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 必要に応じて

2 訪問介護員等は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。